

座間市 高齢者虐待対応の手引き



超高齢社会を迎え自宅で介護を受ける方が年々増えています。その一方で介護疲れや責任感の重さから無意識のうちに虐待行為をしてしまう介護者もいます。

しかし家庭の中で起きている高齢者虐待は、表面化することが少なく気づくことは簡単ではありません。

そこで高齢者虐待の兆候を早期に発見し深刻な状態になる前に解決や緩和を図っていくことが求められます。

在宅介護に携わる事業所の皆様が手軽に利用できて客観的な目安となるように「座間市高齢者虐待対応の手引き」を作成しましたので参考にしていただければ幸いです。

座間市長寿支援課(令和5年度)

◇高齢者虐待とは◇

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(2006年4月施行 以下「高齢者虐待防止法」という)では、虐待は次のように定義されています。

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」(第2条4項1号イ)

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニ※に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。」(第2条4項1号ロ)

※イ、ハ、ニはそれぞれ身体的虐待、心理的虐待、性的虐待を指します。

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」(第2条4項1号ハ)

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」(第2条4項1号ニ)

「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」(第2条4項2号)

虐待の具体的な内容は下記のようなものです。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力行為などで身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 具体例；平手打ちをする／つねる／殴る／蹴る／無理やり食事を口に入れる／やけど、打撲させる／ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に服薬させたりして身体を拘束・抑制する等
心理的虐待	脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的に苦痛を与えること 具体例；排泄の失敗などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる／怒鳴る／ののしる／悪口を言う／侮辱をこめて子供のように扱う／高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等
性的虐待	本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 具体例；排泄の失敗などに対して懲罰的に下半身を裸にして放置する／キス、性器への接触、セックスを強要する等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 具体例；日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない／本人の自宅などを本人に無断で売却する／年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する等
介護・世話を放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄し又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていくこと 具体例；入浴しておらず異臭がする／髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている／水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある／室内にごみを放置するなど、劣悪な環境の中で生活させる／高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない等

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待についての対応状況を把握するために県内での調査が実施されています。令和4年度の高齢者虐待の状況調査では、「養護者による高齢者虐待」(在宅高齢者の虐待)に関して以下の結果が報告されています。

- ・令和4年度の相談、通報の件数は2,931件(前年度2,596件)。
- ・相談、通報後の調査で虐待を受けたと判断された事例は805件。(前年度813件)
- ・虐待の種別では「身体的虐待」が最も多く64.3%、次いで「心理的虐待」40.0%「介護放棄等」23.9%、「経済的虐待」13.7%であった。(複数回答)
- ・被虐待者は、性別では女性が76.1%、年齢では80歳代が49.7%であった。
- ・要介護度別でみると未申請が20.1%、次いで要介護1(17.2%)、要介護3(14.5%)、要介護2(14.1%)となっている。
- ・虐待者との続柄は、「息子」が38.8%で最も多く、次いで「娘」22.6%、「夫」22.0%であった。

[対応]これらの虐待案件に対し、市町村では高齢者を虐待者から分離して施設に保護したり介護保険サービス等の利用などにより、高齢者及び養護者の支援を行った。

座間市においての近年の状況は下記のようになっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通報件数	22件	96件	84件
虐待と認定した件数	9件	12件	13件

令和4年度高齢者虐待通報内訳結果では、

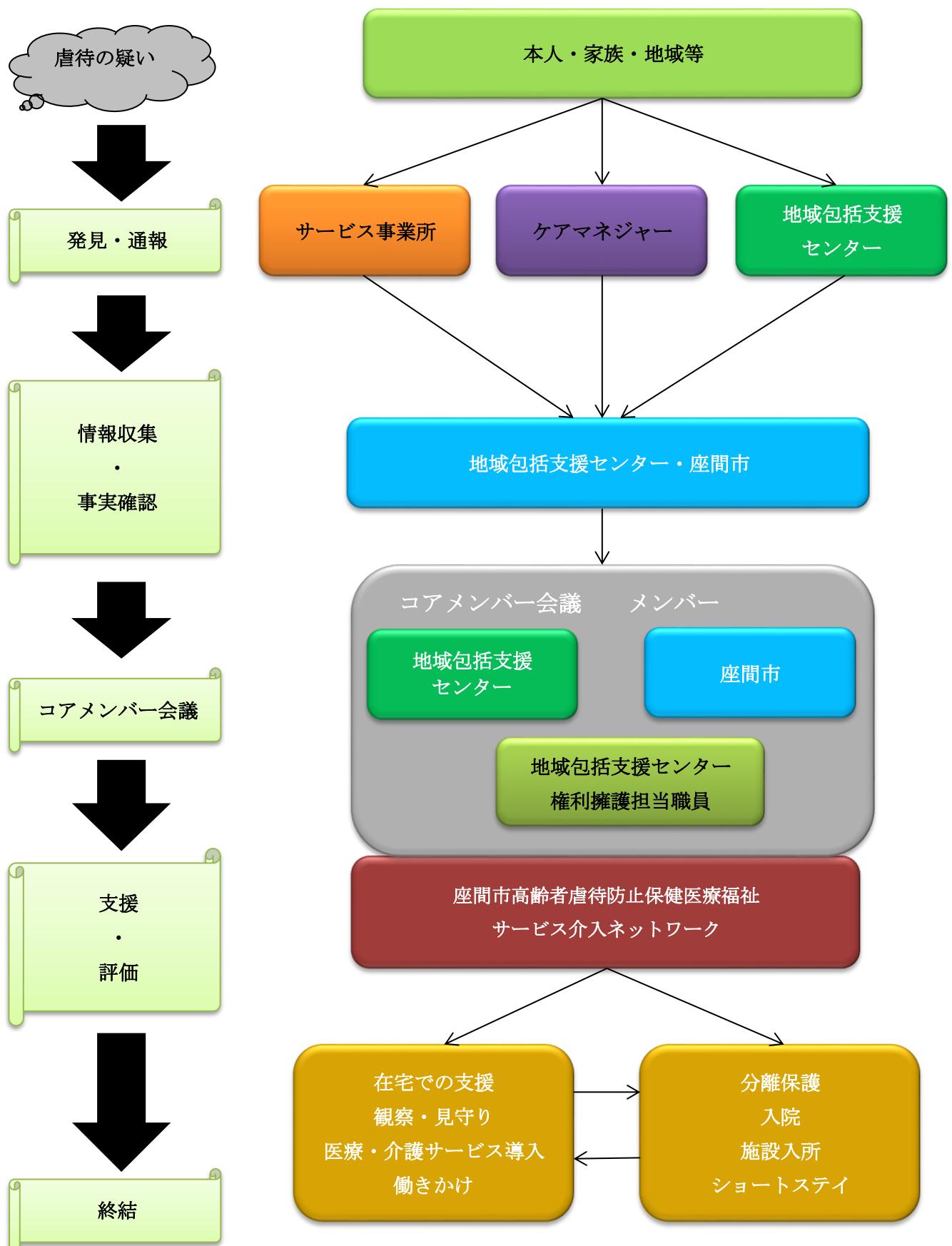
通報者は「警察」が50件、「ケアマネジャー」が23件。

虐待と認定された件について、被虐待者が「女性」11件、「男性」2件でした。

虐待の種別は「身体的虐待」が8件、「心理的虐待」が4件、「経済的虐待」が2件、「介護放棄」が4件です。(複数回答)

全て虐待者と同居の事例。虐待者との関係では「息子」が6件、「夫」3件、「娘」2件でした。

◇高齢者虐待対応の流れ◇



発見・通報

高齢者虐待防止法では、通報義務の規定（※）がありますが、通報者に虐待の根拠を示す必要はありません。そこで、家族や本人、虐待を発見した者等の相談や連絡を受け付けたサービス事業所、ケアマネジャーは、まず虐待かどうかの見極め、緊急性の判断をすることになります。

「高齢者への虐待発見チェックリスト」を活用して、判断の手助けにしてください。その結果、緊急性が高く、虐待又は虐待の可能性が高いと判断できる場合、速やかに地域包括支援センター又は市に連絡（通報）をする必要があります。

※高齢者虐待防止法第7条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

情報収集・事実確認

通報を受けた地域包括支援センター又は市は、情報収集と整理を行い虐待の疑いが確認された場合は相互に連絡を取り合います。

虐待の通報を受けた後、地域包括支援センターは、市と連携を取りながら事実の確認を行います。対象者に配慮の上、訪問し、本人・養護者・家族、関係機関等と会って、正確な状況を把握します。本人の安否の確認はもちろん、虐待が事実であれば、その種類や程度、発生の状況、本人の意思等の実態を調査します。

コアメンバー会議

コアメンバー会議において事実確認に基づき、収集された情報を整理し、支援内容を検討します。市内担当部署や地域包括支援センターなど当事者をめぐる各関係機関が集まり、専門的な判断がなされます。また、対応については、2か月に一回開催している高齢者虐待防止保健医療福祉サービス介入ネットワークでさらに継続的に対応していきます。

支援・評価

支援は、在宅を継続しながらサービスを導入して専門職・機関がサポートする場合と、養護者・家族から分離し病院や施設を利用する場合が考えられます。緊急性や危険度、本人の希望等によってより適切な対応がなされることが重要です。また、支援の実施後も一定期間をおいてモニタリングし、必要に応じて再度支援計画を見直します。

◇高齢者虐待対応にあたっての留意点◇

- 一人で抱え込まずチームで対応する。
- 虐待を受けている側だけでなく、虐待を加えている側も支援する。
- 本人や家族から情報収集するとき、一度に多くを得ようとせず、傾聴を心がける。
- プライバシーに配慮する。(ただし虐待の場合、関係者間での情報提供は可能)



関連事項

- 必要によって立入調査や警察署長への援助要請が規定されている。
ただし、養護者等が立ち入り調査を拒否し施錠してドアを開けない場合は、鍵やドアを壊して立ち入ることの強制的執行まで認めていない。
- 虐待があった場合、組織的な判断において介護保険法に規定する居宅・施設サービスを利用する
ことが必要と認められた際には、市町村が職権によって「やむを得ない事由による措置」(老人
福祉法第10条の4第1項および第11条第1項第2号の規定)を実施することができる。

高齢者への虐待発見チェックリストの使い方

高齢者への虐待発見チェックリストの活用は虐待を早期に発見する狙いがあります。

高齢期になると外出の機会が減り、社会から孤立しやすく問題が表面化しにくくなります。また、高齢者自身が虐待を受けていることを我慢したり、虐待をしている養護者をかばってしまうこと等が高齢者虐待を見落とす理由になっているため、虐待を発見するのは容易なことではありません。しかし発見の機会を逃すと問題が深刻化・長期化する可能性があるため、虐待を受けている高齢者等のサインを早く察知することが大切です。

そこで、訪問時等で虐待の疑いがあるのではないかと感じたら、このチェックリストにチェックをしてみてください。チェックの数が多いほど虐待の疑いの度合いは高くなっていますが、チェックの数が少ないからといって虐待ではないと言い切れません。チームで対応するため、チェックが終わりましたら事業所内で共有し、地域包括支援センター若しくは市に通報してください。

◎高齢者虐待と思われる事例

※いずれも架空事例です

○ 身体的虐待及び介護・世話の放棄・放任と思われる事例

Aさん（78歳女性）夫と2人暮らし。軽度の認知症があり、要介護1でデイサービスを週2回利用。高血圧で近所の内科に月1回受診している。

デイサービス事業所の生活相談員から、「最近になって、入浴の時にAさんの腕や背中に不自然な痣があり、着衣の汚れがひどく見られるようになりました」との連絡がケアマネジャーにあった。ケアマネジャーが、Aさんのデイサービス利用中に確認に行くと、Aさんから夫がやったとの訴えはあるが、詳細までは聞き取りできなかった。ケアマネジャーが自宅に訪問し、夫に最近の本人の様子を聞いてみると、「妻が夜中に何度も起きて、トイレの失敗を繰り返し、たんすの開け閉めを繰り返して眠らないことが続くようになった。自分も疲れてしまい、妻が自分の言うことを聞かない時は思わず手を上げてしまうこともあるので、なるべく妻と関わらないようにしている」とのこと。

介護する者が自分しかいないので、誰にも相談できなかったとの訴えがあった。

ケアマネジャーは、地域包括支援センターに報告し、市担当者とデイサービス事業所の生活相談員も交えてカンファレンスを開くことになり、デイサービスの利用を増やしてみると、Aさんの自宅近くにあるメンタルクリニックの受診を勧めてみることを確認し合った。

その後にケアマネジャーが再度自宅を訪問。夫にデイサービスを増やし、メンタルクリニックの受診をしてみるよう促すと、夫は承諾しデイサービスを週3回に増やし、メンタルクリニックを受診して、就寝前に薬を服用するようになった。それ以降は夜間に起きることがほとんどなくなった。それからは、夫の介護負担も軽減され、Aさんの着衣の汚れや、体の痣もなくなった。



○ 経済的虐待と思われる事例

Cさん（78歳女性）長男と2人暮らし。要介護2で、入浴の介助のため、訪問介護を週2回利用。膝に痛みがあり、週1回近所の整形外科に受診している。

訪問介護事業所のサービス提供責任者から、ケアマネジャーに「利用料の引き落としができなくなった」との連絡を受け、事情を長男に確認すると、「来月までに必ずお金を銀行に入れておきます」との返答をもら

う。しかし、翌月になっても利用料の引き落としができなかつたので、再び長男に確認すると、「お金を入金するから大丈夫です」とのことであったが、その翌月も利用料の引き落としができなかつた。

ケアマネジャーが長男に、「サービスを利用することで、経済的に負担があるのでしょうか？」と問い合わせると、長男はリストラに遭ってしまい失職中だったことが判明した。そこで、ケアマネジャーは経済的な虐待になることも懸念し、地域包括支援センターに相談し、市担当者、訪問介護事業所のサービス提供責任者とカンファレンスを開き、長男に生活福祉資金貸付制度があることを伝えてみることを確認した。ケアマネジャーは、長男に仕事が見つかるまでの資金を、低金利で貸し付けている生活福祉資金貸付制度（離職者支援金）についての説明をし、社会福祉協議会で取り扱っているので、相談してみるよう助言した。

長男は、すぐに社会福祉協議会に行って相談し、制度利用開始の手続を取る一方で、職業訓練校に通うなどの就職活動を開始する。その後、仕事も見つかり生活が安定したので、利用料の滞納も無くなつた。



高齢者への虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として、複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなっています。これらは例示で、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておく必要があります

高齢者のサイン

<身体的虐待によるサイン>

サイン例	チェック
身体に小さなキズが頻繁にみられる。	
太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。	
回復状態が様々な段階のキズやあざ骨折等の痕跡がある。	
頭、顔、頭皮等に傷がある。	
臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷の痕跡がある。	
急におびえたり、こわがったりする。	
『こわいから家にいたくない』等の訴えがある。	
転倒や傷、あざ等の説明のつじつまが合わない。	
主治医や保健福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する。	
主治医や保健福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。	

<心理的虐待によるサイン>

かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。	
不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。	
身体を萎縮させる。	
おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。	
食欲の変化が激しく、摂食障害(過食、拒食)がみられる。	
自傷行為がみられる。	
無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。	

<性的虐待によるサイン>

不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。	
肛門や性器からの出血や傷がみられる。	
生殖器の痛み、かゆみを訴える。	
急におびえたり、こわがったりする。	
ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。	
睡眠障害ある。	
主治医や保健福祉の担当者に話すことや援助を受けることをためらう。	
主治医や保健福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。	

<介護等世話を放棄・放任によるサイン>

居住する部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。	
部屋に衣類やおむつ等が散乱している。	
寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。	
汚れたままの下着を身につけるようになる。	
至るところに禥そうができてきている。	

身体から異臭がするようになってきている。
適度な食事を準備されていない。
不自然に空腹を訴える場面が増えている。
栄養失調の状態にある。
疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

＜経済的虐待によるサイン＞

年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
自由に使えるお金がないと訴える。
経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。
お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が盗られたと訴える。

＜その他のサイン＞

通常の生活行動に不自然な変化がみられる。
体重が不自然に増えたり減ったりする。
ものごとや自分の周囲に関して極度に無関心になる。
睡眠障害みられる。

養護者のサイン

高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
高齢者の健康や疾患に关心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
強い無力感、あきらめ、なげやりな態度などが見られる。
経済的に余裕があるように見えるが、高齢者に対してお金をかけようとしない。
保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

地域からのサイン

自宅から高齢者本人や養護者の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
昼間でも雨戸が閉まっている。
庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相(草が生い茂る、壁のベンキがはげている、ゴミが捨てられている)を示している。
郵便受け等が、手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターが停止している。
ライフラインの停止や、光熱費・新聞・TV受信料、家賃等の支払いを滞納している。
気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
家族と同居している高齢者が、コンビニ等で一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
配食サービス等の食事がとられていない。
薬や届けた物が放置されている。
道路に座り込んでいたり、徘徊している。

出典：北海道高齢者虐待対応支援マニュアルを一部改変
神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアル 令和元年5月 より転載

連絡先

名 称	住所・電話・FAX	担 当 地 区
座間市相模が丘 地域包括支援センター	相模が丘 6-30-12 相模台商事第1ビル 電話 046-266-5222 FAX 046-256-0650	相模が丘
座間市ひばりが丘 地域包括支援センター	ひばりが丘 5-21-29 牧山商事ビル 1 階 電話 046-255-2555 FAX 046-255-1666	小松原・ひばりが丘・東原
座間市栗原 地域包括支援センター	栗原中央 6-1-18 (特別養護老人ホーム 栗原ホーム内) 電話 046-251-1167 FAX 046-251-9300	さがみ野・栗原中央・南栗原・ 西栗原
座間市相武台 地域包括支援センター	栗原 1261-1 (特別養護老人ホーム ベルホーム内) 電話 046-258-2030 FAX 046-257-1803	相武台・広野台・栗原 ・緑ヶ丘 2~6 丁目 ・明王
座間市立野台 地域包括支援センター	立野台 1-1-4 青少年センター内 電話 046-266-2005 FAX 050-3094-8874	緑ヶ丘 1 丁目・立野台 ・入谷東
座間市新田宿 地域包括支援センター	新田宿 623 (特別養護老人ホーム 第二座間苑内) 電話 046-256-9007 FAX 046-251-8383	入谷西・四ツ谷・ 新田宿・座間
座間市役所 長寿支援課	座間市緑ヶ丘 1-1-1 電話 046-252-7084 FAX 046-252-8238	市内全域

令和5年12月31日

